

在外選挙制度について



2021年5月18日
在カザフスタン共和国
日本国大使館

在外選挙制度の概要

海外における選挙権行使の機会を確保

(公職選挙法の一部を改正する法律:平成10年4月24日成立)

海外に住んでいても、国政選挙への投票が可能に！

<対象選挙>

- ◆衆議院議員総選挙(任期(4年)満了時又は解散時)
- ◆参議院議員通常選挙(任期6年、3年毎に半数改選)
- ◆上記に係る補欠選挙(4月、10月)・再選挙

◎在外選挙制度により投票するには？

在外選挙人証を取得しましょう！

・・・ 在外選挙人証？ 誰でも取得できる？？
どこで・どうやって？？？



在外選挙人証の取得

～在外選挙人名簿登録申請～

在外選挙人証を取得するためには、申請により市区町村選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録される必要があります。

申請・登録先：日本国内の最終住所地（又は本籍地）が所在する
市区町村選挙管理委員会

申請窓口：在〇〇〇〇日本国大使館／総領事館
（お住まいの住所地を管轄する在外公館）

窓口業務時間内に以下の資料をご持参の上、所定の申請書にご記入・提出してください。

- ・パスポート（又はその他の公的機関発行の顔写真付き身分証明書）
※在留届の「同居家族」欄に記載されているご家族が代理でお越しの場合は、事前にご本人による申請書及び申出書の記載が必要です（代理のご家族は必ずパスポートをご持参ください。）。
・在外公館の管轄区域内に継続して3か月以上住所を有することを証明できる資料（居住国の運転免許証、賃貸契約書等。原本提示）
※申請時点の3か月以上前に提出した在留届により確認できる場合は、その他の疎明資料の提示は不要です。

※申請後、在外選挙人証を入手するまでには3か月程度を要します。申請はお早めに！

在外選挙人名簿への登録要件

- 満18歳以上の日本国民であること
- 申請先在外公館の管轄区域内に継続して3か月以上住所を有すること
- 在外選挙人名簿に登録されていないこと
- 公民権を停止されていないこと

※日本国内の住民基本台帳に記載されている場合（市区町村役場に国外転出の届出を行っていない場合）は、国内の選挙人名簿に登録されたままになっており、在外選挙人名簿に登録されません。この場合は、該当の市区町村役場に直接連絡の上、必要な手続きを行ってください。

新規申請書の記載見本

記入に当たっては裏面をご覧ください

実際にお住まいの住所を記入してください。

郵便投票のため、局留めとする場合には裏面の特記事項欄にお住まいの住所を記入してください。

1994年5月1日以降に転出した場合は、最終住所地の市区町村名を、同年4月30日以前に転出した場合は本籍地の市区町村名を記入してください。

(表)				1 在外選挙人名簿登録申請書	
在外選挙人名簿登録申請書					
フリガナ	ソウム	タロウ	生年月日	性別	
氏名	総務	太郎	1955年5月1日	☒ 男 ☐ 女	
署名 (必ず自署)	総務太郎				
本籍	東京 ☒ 都 ☐ 道 ☐ 府 ☐ 県	☐ 都 ☐ 市	千代田	☐ 町 ☒ 区 ☐ 村	
住所 (外国語表記) [必ず記入]			住所以外の送付先 (在留届の緊急連絡先) (外国語表記) [希望により記入]		
霞が関2丁目1番			この欄は、在留届の「在留地の緊急連絡先」において、選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。		
Name Mr. Taro Soumu Address 299 Park Avenue, New York, NY10171, U.S.A			Name Address		
上記「住所」欄及び「住所以外の送付先」欄は、選挙管理委員会から郵便物を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、 の上には、氏名を忘れずに書いてください。					
住所 (カタカナ表記)	アメリカ合衆国 ニューヨーク		☒ 州 ☐ 省 ☐	ニュー YORK ☐ 県 ☐ 都 ☒ 市 ☐	
経由領事官の名称 (申請先)	在ニューヨーク日本国 ☐ 大使館 ☒ 総領事 ☐ 出張駐在官事務所		左の領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日	2009年1月10日	
最終住所地から転出した年月日 (外国への出国日等)	2009年1月9日		左の転出に係る住民基本台帳法上の届出(市町村への住民票の転出届)	☒ 行った	
日本で住民票に記載されていた最終住所	東京 ☒ 都 ☐ 道 ☐ 府 ☐ 県		☐ 都 ☐ 市	港	☐ 町 ☒ 区 ☐ 村
虎ノ門2丁目2番1号					
公職選挙法第30条の5の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿の登録を申請します。					
2009年1月20日					
東京 ☒ 都 ☐ 道 ☐ 府 ☐ 県		港	☐ 市 ☒ 区 ☐ 町 ☐ 村	選挙管理委員会委員長 殿	
連絡先	電話番号(※)	FAX番号(※)	メールアドレス		
	(1-212)371-XXXX	(1-212)371-XXXX	t.soumu@XXXX.XX.XX		

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号-地域番号-電話番号(FAX番号)」の順に記入してください。

住所以外の宛先(勤務先等)を郵便投票の送付先とすることを希望する場合のみ記入してください。

ただし、在留届の緊急連絡先欄に記載されている場所のみが対象となります。

(参考) 出国時申請制度

◎ 出国時申請制度の新設 (2018年6月)

⇒ 転出前に在外選挙人名簿登録の申請が可能に！

(申請の要件)

- 満18歳以上の日本国民であること。
- 日本から海外に転出する場合で、転出の届出を行う市区町村と同一の市区町村の選挙管理委員会が保有する国内の選挙人名簿に登録されていること。

(申請のタイミング)

- 転出届と同時、又は届出から転出予定日までの間。

(登録の要件)

- 満18歳以上の日本国民であること。
- 国外に住所を有すること。
- 在外選挙人名簿に登録されていないこと。
- 公民権を停止されていないこと。

※ 出国時申請を行うことにより、在外選挙人名簿登録申請のため在外公館に出頭する必要がなくなりました。また、「国外に3か月以上継続して住所を有する」との登録要件を満たす必要がなく、申請から登録までの時間が短縮されることが期待されます。

在外選挙 出国時登録申請 始まる!

海外転勤や留学をされる皆様へ

渡航前の申請をお忘れなく!



海外で国政選挙に投票するための申請が国内でできます。
 国外転出する際に、市区町村の窓口で申請しましょう。

※これまでは在外公館での申請に限られていました。

STEP 1

国外への転出届を出す際に、
 在外選挙人名簿への登録を申請する!



〈申請の際に必要なもの〉

【本人の申請】

・本人確認書類(旅券、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁の身分証など)

【申請者から委任を受けた方の申請の場合】

- ・申請者の本人確認書類
- ・申請者の申出書
- ・申請に来ている方の本人確認書類

在外公館での申請も引き続き受け付けています!



※在外選挙人名簿への登録を申請できるのは、国内の最終住所の市区町村の選挙人名簿に登録されている方です。
 ※申請できる期間は、転出届を提出した日から転出届に記載された転出予定日までの間です。
 ※申請は、申請者本人か、申請者から委任を受けた方ができます。

STEP 2

外国に居住後、在留届を提出する!



- 在留届で国外の住所を確認して名簿に登録しますので、忘れずに提出してください。
- 在留届は、最寄りの在外公館やインターネットで提出できます。

STEP 3

在外選挙人名簿へ登録完了!
 「在外選挙人証」が発行される!



- 国外の住所が確認されると、名簿に登録されます。
- 名簿に登録されると、「在外選挙人証」が交付されます。
- 在外公館から連絡があるので、最寄りの在外公館で、又は郵送で、在外選挙人証を受け取るようになります。

STEP 4

在外選挙人証を持って投票する!



- 投票の際は、在外選挙人証が必要です。
- 国政選挙の際は、外国で、在外公館での投票、又は郵便での投票ができます(一時帰国している場合は、国内でも投票できます。)

※在外公館で投票する場合は、在外選挙人証と身分証明証(旅券など)を持参してください。
 ※郵便で投票する場合は、投票用紙等の請求を行う際に同封してください。
 ※国内で投票する際も、在外選挙人証を持参してください。

※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

◎在外選挙人証は取得できた。これで
投票の準備万端！

選挙実施、さあ、投票しましょう！

ん・・・ 投票所はどこ？？？



在外投票の種類

◆在外公館投票（衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の場合）

- ・ 原則として、すべての大使館・総領事館内に「投票記載場所」を設置。
- ・ 在外選挙人証があれば、いずれの大使館・総領事館でも投票可能。
- ・ 投票期間：公示日の翌日～国内投票日の6日前まで（土日、祝日も含む）
- ・ 投票時間：原則として午前9時30分 ～ 午後5時00分

補欠選挙の場合、一般的に、投票記載場所を設置する公館の数、投票期間とも、規模は小さくなります。



◆郵便投票

選挙人が直接国内の登録先選挙管理委員会に投票用紙等（内封筒・外封筒を含む。）を郵便で請求し、送られてきた投票用紙等に候補者名等を記載の上、国内投票日の投票所閉鎖時刻（通常は午後8時）までに投票所に届くよう、同選挙管理委員会に送付するもの。投票用紙等の請求に際しては、在外選挙人証と投票用紙等請求書が必要となり、投票用紙等は登録申請を行った際の住所に送られてくる。投票用紙等の請求から投票完了まで、現地と国内選管との間で一往復半のやり取りを要する。

◆日本国内における投票

選挙人が一時帰国等で投票期日に国内にいる場合、登録先選挙管理委員会が指定する投票所において在外選挙人証を提示の上、投票を行うもの。

在外公館投票での投票

在外公館投票では、大使館・総領事館内に設置される**投票記載場所**へ赴き、投票を行います。その概要は次のとおりです。

◇ご持参いただくもの (次の資料のいずれか一つでもお持ちでない場合、投票できません。)

- ・ **パスポート** (本人確認資料。持参できない場合、運転免許証等の顔写真付の公文書でも可。)
- ・ **在外選挙人証**

◇投票手続の流れ

①「投票用紙等請求書」等の記載

投票記載場所内の入り口付近にある記載台(テーブル)にて、「投票用紙等請求書」(投票に必要な投票用紙・内封筒・外封筒を請求するもの)及び「国内送付用封筒」(記載した投票用紙等を日本国内で各市区町村選挙管理委員会宛に郵送するもの)に必要な記載を行います。

②投票用紙等の請求・受取り

投票記載場所内の係員(受付係)に対し、パスポート、在外選挙人証及び①で記載したものをすべてを手渡します。係員による必要な確認・在外選挙人証への記載の後、投票用紙・内封筒・外封筒(小選挙又は選挙区用、比例代表用の2種類)が交付されます。

③投票用紙等への記載・封入

投票記載台へ移動し、㊦投票用紙に必要な記載、㊧記載した投票用紙の内封筒への封入、㊨外封筒への必要な記載・内封筒(投票用紙封入済みのもの)の封入、の順で記載・封入を行います。

④記載済み投票用紙等の提出

記載・封入が終わった外封筒を係員(受領係)に提出します。

※在外公館投票の投票記載場所には、「投票箱」はありません。

～在外公館投票豆知識・その1～

◎なぜ投票箱がない？

⇒ 投票箱の管理は、国内の選挙管理委員会のみが行います。在外公館投票で提出された記載済み投票用紙は、外務省経由で市区町村選挙管理委員会に送付され、誰が記載したものかわからない状態にしてから、最終的に投票箱に投函されます。

◎なぜ「投票所」ではなく「投票記載場所」？

⇒ 理論上、記載済み投票用紙が投票箱に投函された時点で「投票」が完了します。在外公館の投票記載場所には投票箱がないことから、投票者が行う行為は、厳密には「投票」ではなく「投票用紙に記載等を行うこと」であるため、「投票記載場所」と称します。

◎内封筒・外封筒って何？

⇒ 記載済み投票用紙を封入する「内封筒」は、投票の秘密を守る（誰がどの候補者・政党等を選択したかわからないようにする）ためのものです。その内封筒を封入する「外封筒」は、市区町村選挙管理委員会が当該市区町村の在外選挙人名簿と照合を行う（在外選挙人名簿に登録されているか等の確認を行う）ためのものです。

～在外公館投票豆知識・その2～

◎投票用紙に鉛筆で記載するのはなぜ？（ボールペンや万年筆で記載してもいい？）

⇒ 投票用紙に候補者の氏名や政党等の名称以外のもの（図、記号等を含む。）を記載すると、その投票は「無効」になります。したがって、書き間違えたときに消して修正できるよう、鉛筆を使います。ただし、ボールペンなどで記入しても差し支えありません。

◎投票時間を1分でも過ぎたら投票できない？

⇒ 投票できません。選挙の公正を守るため、投票時間は厳守する必要があり、時間内に到着できなかったのが投票者本人の責によらない場合であっても、投票時間を超えて投票記載場所に到着した場合は、投票は認められません。

◎憲法改正国民投票も海外で投票できる？

⇒ 投票できます。公職選挙法とは異なる「日本国憲法の改正手続に関する法律」（略称：憲法改正国民投票法）の規定に基づき、在外選挙人証をお持ちであれば、国政選挙とほぼ同じ方法で投票できます。